

# 特定非営利活動法人日本防災士会 会員規程

## (目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本防災士会（以下、「本会」という）の会員が本会の運営および諸事業に対し有する権利・義務について定めたものである。

## (性 格)

第2条 会員は、本会の定款に定められた目的と事業内容をよく理解し、財政面での支えとなるとともに、安全で安心な社会の実現に寄与するものとする。

## (会員の種類)

第3条 会員は、定款第6条に定める種別の通りとし、正会員は防災士とする。

2 賛助会員については特定の知識・技能・経験は問わない。

## (会 費)

第4条 新規入会者は会費納入をもって正会員とする。また定款附則6に基づき、会費は、次の通りとする。

(1) 正会員 5,000 円

但し、入会しようとする時点で22歳以下の正会員は、年会費を免除する。また、会員を継続しようとする場合、4月1日時点で23歳以上の者は会費の納入を必須とする。

(2) 賛助会員（個人） 5,000 円

(3) 賛助会員（法人・団体） 50,000 円

2 会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年とする。

## (会費の納入)

第5条 会員は、毎年当該年度の会費を4月1日から4月末日までに納入するものとする。ただし、年度の中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の際に納入するものとする。

2 当該年度の会費を4月末日までに納入しなかった者は休会とする。

3 休会は休会となった日より2年後の3月末日までとし、それまでに会費の納入がない場合は退会とする。

4 会員が退会若しくは資格を喪失しても、納入した会費は返還しない。

## (役 割)

第6条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

(1) 正会員は、総会への出席

(2) 事業活動への参加および支援

2 会員は、本会が定める会員の倫理規定を遵守しなければならない。

## (特 典)

第7条 会員は、本会が主催する研修へ参加することができる。

2 会員は、本会が発行する会報、資料、情報等の配布を受けることができる。

3 会員は、本会が開催する行事、訓練等に参加することができる。

4 会員は、本会の頒布品を購入することができる。

## (規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

2 この規程を変更した場合、理事長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

3 この規程の改廃は理事会の承認を得なければならない。

## (附 則)

この規程は、令和元年9月1日より実施する。

## 特定非営利活動法人日本防災士会 会員規程

この規程は、令和4年12月18日より実施する。

この規程は、令和7年1月26日より実施し、以前の規程は廃止とする。